

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(麹町税務署長)

令和5年3月16日棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	岩品 信明
同訴訟復代理人弁護士	藤森 翔太
同	芥川 詩門
同補佐人税理士	藤澤 鈴雄
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	麹町税務署長
	芦田 眞一
同指定代理人	高橋 紀子
同	青木 雄弥
同	今中 暉
同	平山 陽子
同	浅野 三保子
同	赤岩 剛広

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 麹町税務署長が平成30年6月29日付けで原告に対してした次の(1)から(8)までの処分をいずれも取り消す。
 - (1) 平成25年2月1日から平成26年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1億8997万3176円及び納付すべき税額4552万5800円を超える部分
 - (2) 平成26年2月1日から平成27年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額4億2267万6026円及び納付すべき税額1億0497万1600円を超える部分
 - (3) 平成27年2月1日から平成28年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額7億2512万2196円及び納付すべき税額1億8100万9300円を超える部分

- (4) 平成28年2月1日から平成29年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1億0669万7700円及び納付すべき税額2089万0700円を超える部分
 - (5) 平成25年2月1日から平成26年1月31日までの課税事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、納付すべき税額468万8100円を超える部分
 - (6) 平成26年2月1日から平成27年1月31日までの課税事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、納付すべき税額1063万2600円を超える部分
 - (7) 平成27年2月1日から平成28年1月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、納付すべき税額809万8900円を超える部分
 - (8) 平成28年2月1日から平成29年1月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、納付すべき税額109万0600円を超える部分
- 2 麴町税務署長が平成30年10月30日付けで原告に対してした次の(1)から(8)までの処分をいずれも取り消す。
- (1) 平成25年2月1日から平成26年1月31日までの事業年度の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (2) 平成26年2月1日から平成27年1月31日までの事業年度の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (3) 平成27年2月1日から平成28年1月31日までの事業年度の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (4) 平成28年2月1日から平成29年1月31日までの事業年度の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (5) 平成25年2月1日から平成26年1月31日までの課税事業年度の復興特別法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (6) 平成26年2月1日から平成27年1月31日までの課税事業年度の復興特別法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (7) 平成27年2月1日から平成28年1月31日までの課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分
 - (8) 平成28年2月1日から平成29年1月31日までの課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分

第2 事案の概要

本件は、内国法人である原告が、法人税、復興特別法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、麴町税務署長から、原告が50%の株式を保有するシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）の外国法人が租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの）66条の6第1項の特定外国子会社等に該当するとして、法人税、復興特別法人税及び地方法人税に係る各更正処分並びにこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、上記の各更正処分のうち確定申告において申告した納付すべき税額を超える部分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（ただし、当初の各賦課決定処分が麴町税務署長によって取り消された後に同署長によってされたもの）の各取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に係る租税特別措置法（平成25年2月1日から平成26年1月31日まで、同年2月1日から平成27年1月31日まで及び同年2月1日から平成28年1月31日までの

各事業年度については平成27年法律第9号による改正前のもの、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの事業年度については平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「措置法」という。)及び租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの。以下「措置法施行令」という。)の規定は、別紙1のとおりである(同別紙中で定義した用語は、以下の本文においても同様に用いる。))。

これらの規定が定める軽課税国にある子会社等の所得の益金算入に係る制度(外国子会社合算税制)の概要は、次のとおりである。

(1) 特定外国子会社等の所得の益金への算入

発行済株式等の総数又は総額のうち居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者(後記(2))が有する直接又は間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合が50%を超える外国法人を、「外国関係会社」という(措置法66条の6第2項1号)。また、内国法人の有する外国関係会社の直接又は間接保有の株式等の数が当該外国関係会社の発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が10%以上であり、かつ、当該外国関係会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が、我が国における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める条件に該当する場合、当該外国関係会社を当該内国法人の「特定外国子会社等」という(措置法66条の6第1項1号)。

そして、内国法人の特定外国子会社等が、各事業年度において所得の金額に基づいて計算された適用対象金額(措置法66条の6第2項2号)を有する場合、同金額のうち政令で定めるところにより計算された課税対象金額に相当する金額は、当該内国法人の収益の額とみなされ、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される(同条1項柱書き)。

(2) 特殊関係非居住者

前記(1)においてその有する株式等が外国関係会社の該当性の判断において考慮される「特殊関係非居住者」とは、居住者又は内国法人と一定の関係にある非居住者であり、居住者の親族、居住者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者、居住者の使用人、内国法人の役員等がこれに該当する(措置法66条の6第2項1号、措置法施行令39条の14第3項)。

(3) 適用除外規定

外国法人が特定外国子会社等に該当する場合であっても、次のアからエまでの要件(以下「適用除外要件」という。)を満たした場合には、前記(1)の課税対象金額に相当する金額の益金の額への算入はされない(措置法66条の6第3項。以下、同項の規定を「適用除外規定」という。))。

ア 主たる事業が株式等又は債権の保有、工業所有権等の提供等でないこと

イ 本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、主たる事業を行うに必要と認められる事業所、店舗、工場その他の固定施設を有していること

ウ 主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

エ 各事業年度において行う主たる事業の種類に応じて次の(ア)又は(イ)に該当すること

(ア) 主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業のいずれかに該当する場合、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る措置法66条の6第1項各号等に掲げる者(関連者)以外の者(非関連者)との間で行って

いる場合に該当すること

(イ) 主たる事業が前記(ア)以外の事業である場合、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において行っている場合に該当すること

(4) 非関連者基準

前記(3)エ(ア)の基準(以下「非関連者基準」という。)については、原則として、各事業年度の収入金額等の合計額のうちに占める非関連者から収入するもの等の合計額の割合が50%を超える場合にこれを満たすものとされている(措置法施行令39条の17第8項)。

特定外国子会社等の主たる事業が卸売業の場合は、当該各事業年度の棚卸資産の販売に係る収入金額の合計額のうちに非関連者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が50%を超える場合、又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額の合計額のうちに非関連者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が50%を超える場合、非関連者基準を満たす(措置法施行令39条の17第8項1号)。

特定外国子会社等の主たる事業が水運業の場合は、当該各事業年度の船舶の運航及び貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該収入金額で非関連者から収入するものの合計額の占める割合が50%を超える場合、非関連者基準を満たす(同項6号)。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実のほか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実。以下、書証の枝番号を省略することがある。)

(1) 原告及びその関係者

ア 原告は、海上運送事業等を目的とする株式会社であり、日本に本店を有する法人である。原告は、全ての議決権を有するパナマ共和国法人に所有させたケミカルタンカー(化学品を含む多種類の貨物を同時に積載することができる船舶)を使用して外航海運業を営んでいる。

原告の事業年度は、2月1日から翌年1月31日までである(以下、平成26年1月31日、平成27年1月31日、平成28年1月31日及び平成29年1月31日を末日とする原告の各事業年度を併せて「本件各事業年度」といい、それぞれの事業年度については「平成26年1月期」のようにその終期に応じて表記する。)

イ 乙(以下「乙」という。)は、B株式会社(現在の株式会社C)に入社して航海士等として勤務した後、平成6年にシンガポールに移住し、海事及び海運のコンサルティング、船舶売買の仲介、海事港湾局への各種申請の代行等を業務とするDを設立した。乙は、平成12年1月に同国の永住権者(P e r m a n e n t R e s i d e n t)の資格を取得し、同国の国民登録番号を付与されている。

乙は、日本国籍を有するが、上記のとおり平成6年以降シンガポールに居住しており、措置法2条1項1号の2の非居住者に該当する。

(甲2、46)

ウ 平成16年6年●日に設立されたE(以下「E社」という。)は、シンガポールに本店又は主たる事務所を有する外国法人である。E社の事業年度は、10月1日から翌年9月30日までである(以下、平成25年9月30日、平成26年9月30日、平成27年9月30日及び平成28年9月30日を末日とするE社の各事業年度を併せて「E社各事業年度」といい、それぞれの事業年度については「E社平成25年9月期」のようにその終

期に応じて表記する。)

原告及び英国領バージン諸島法人であるF（以下「F社」という。）は、E社各事業年度の末日において、E社の発行済株式総数のうち50%ずつを保有していた。また、乙は、E社各事業年度の末日において、F社の全ての株式を保有していた。

（２）確定申告及び更正処分等

ア 原告は、麴町税務署長に対し、本件各事業年度の法人税の確定申告、平成25年2月1日から平成26年1月31日までの課税事業年度（以下「平成26年1月課税事業年度」という。）及び平成26年2月1日から平成27年1月31日までの課税事業年度（以下「平成27年1月課税事業年度」という。）の復興特別法人税の確定申告、並びに平成27年2月1日から平成28年1月31日までの課税事業年度（以下「平成28年1月課税事業年度」という。）及び平成28年2月1日から平成29年1月31日までの課税事業年度（以下「平成29年1月課税事業年度」という。）の地方法人税の確定申告を、いずれも法定申告期限内に行った（以下、これらの申告に係る確定申告書を「平成26年1月期法人税確定申告書」、「平成26年1月期復興税確定申告書」、「平成28年1月期地方法人税確定申告書」などという。）。原告は、上記の各確定申告において、E社の課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入していなかった。

原告は、上記の本件各事業年度の法人税の確定申告において、いずれも適用除外規定の適用がある旨を記載した書面（措置法66条の6第7項。以下「適用除外記載書面」という。）を確定申告書に添付していなかったが、本件訴訟提起後の令和4年11月17日、麴町税務署長に対し、本件各事業年度の適用除外記載書面を提出した。

（甲112、乙5ないし10）

イ 麴町税務署長は、E社は原告の特定外国子会社等に該当するところ、E社の事業は水運業（船舶貸渡業）であり非関連者基準を充足しないこと、確定申告書に適用除外記載書面が添付されていないことから、適用除外規定は適用されず、したがってE社の課税対象金額に相当する金額を原告の益金の額に算入すべきであるとして、平成30年6月29日、原告に対し、本件各事業年度の法人税に係る各更正処分（以下、併せて「本件法人税各更正処分」といい、それぞれの更正処分については「平成26年1月期法人税更正処分」などと表記する。）、平成26年1月課税事業年度及び平成27年1月課税事業年度の復興特別法人税に係る各更正処分（以下「平成26年1月期復興税更正処分」及び「平成27年1月期復興税更正処分」といい、併せて「本件復興税各更正処分」という。）、並びに平成28年1月課税事業年度及び平成29年1月課税事業年度の地方法人税に係る各更正処分（以下「平成28年1月期地方法人税更正処分」及び「平成29年1月期地方法人税更正処分」といい、併せて「本件地方法人税各更正処分」という。また、本件法人税各更正処分、本件復興税各更正処分及び本件地方法人税各更正処分を併せて「本件各更正処分」という。）をするとともに、本件各更正処分に伴う過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、併せて「本件旧各過少申告加算税処分」という。）をした。

本件各更正処分において納付すべき税額とされた金額は、①法人税は、平成26年1月期が5001万9600円、平成27年1月期が1億6278万5900円、平成28年1月期が2億8185万3800円、平成29年1月期が1億4858万1200円であり、②復興特別法人税は、平成26年1月課税事業年度が580万7100円、平成27

年1月課税事業年度が1651万4700円であり、③地方法人税は、平成28年1月課税事業年度が1250万6100円、平成29年1月課税事業年度が663万6800円であった。また、本件旧各過少申告加算税処分の額は、①法人税に係るものは、平成26年1月期が44万9000円、平成27年1月期が578万1000円、平成28年1月期が1008万4000円、平成29年1月期が1791万4000円であり、②復興特別法人税に係るものは、平成26年1月課税事業年度が11万1000円、平成27年1月課税事業年度が58万8000円であり、③地方法人税に係るものは、平成28年1月課税事業年度が44万円、平成29年1月課税事業年度が77万6500円であった。

(3) 審査請求及び本件訴訟の提起

ア 原告は、平成30年9月27日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分及び本件旧各過少申告加算税処分の各取消しを求める審査請求をした。

麴町税務署長は、同年10月30日、本件旧各過少申告加算税処分に理由の不備があるとしてこれを取り消し、同日、理由を補充した上で従前と同額の過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、併せて「本件新各過少申告加算税処分」という。）をした。これを受けて、原告は、同年12月12日、上記審査請求のうち、本件旧各過少申告加算税処分の各取消しを求める部分を取り下げ、本件新各過少申告加算税処分の各取消しを求める審査請求をした。

国税不服審判所長は、令和元年8月5日、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

本件の法人税、復興特別法人税及び地方法人税に係る確定申告、更正処分、審査請求、裁決等の経緯は、それぞれ別表1ないし3のとおりである。

イ 原告は、令和2年1月31日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点

- (1) 乙が「特殊関係非居住者」に該当するか否か（争点1）
- (2) 確定申告書に適用除外記載書面を添付することが適用除外規定の適用を受けるための要件であるか否か（争点2）
- (3) 原告が確定申告書に適用除外記載書面を添付しなかったことについて「やむを得ない事情」とあると認められるか否か（争点3）
- (4) E社が非関連者基準を充足するか否か（争点4）
- (5) 本件の税務調査（以下「本件調査」という。）の違法性（争点5）

なお、被告が本件訴訟において主張する原告の法人税、復興特別法人税、地方法人税及び過少申告加算税の税額の根拠は、別紙2「被告主張の納付すべき税額等」のとおりである。原告は、後記のとおり、外国子会社合算税制の適用の有無を争うとともに、本件調査に違法があった旨も主張するが、これらの主張が認められなかった場合に被告主張の税額の計算方法を採ることについては争っていない。

上記争点1ないし5に関する当事者の主張は、次の4ないし8のとおりである。

4 争点1（乙が「特殊関係非居住者」に該当するか否か）

（被告の主張）

- (1) 措置法施行令39条の14第3項1号は、「居住者の親族」を特殊関係非居住者と定めるところ、この「親族」の意義について、民法上の親族である6親等内の血族、配偶者及び3

親等内の姻族（同法 7 2 5 条）と別異に解すべき特段の理由はない。そして、乙は、E 社各事業年度の末日において非居住者に該当し、かつ、複数の居住者との関係で民法上の親族に当たるから、特殊関係非居住者に該当する。

- （2）ア 租税法律主義の原則に照らせば、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきではなく、また、侵害規範である租税法規の解釈に当たっては法的安定性の要請が強く働くから、原則として文理解釈によるべきである。そして、措置法施行令 3 9 条の 1 4 第 3 項 1 号は、文理解釈によって意味内容が明らかであり、原告が主張するように「居住者の民法上の親族のうち、居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの」と限定して解釈する余地はない。

イ 外国子会社合算税制の立法当初、課税要件を明確にし、執行面でも安定性を確保することが必要であると認識されたことから、外国関係会社の判定においても客観的かつ明確な基準が定められたところ、措置法施行令 3 9 条の 1 4 第 3 項 1 号の「親族」について原告が主張する意義に解釈することは、「親族」の通常の意味内容から乖離し、納税義務者の予測可能性や法的安定性を欠くこととなるから、上記立法趣旨に反する。

また、外国子会社合算税制は、居住者又は内国法人が、軽課税国に所在する外国法人に対する資本関係を通じた経済実質的な支配力を利用して租税負担を不当に軽減することに対処することを目的とするところ、居住者が保有する発行済株式等によってのみ外国関係会社を判定すると、国外に居住する親族等に株式等を分散保有させることが懸念されたことから、居住者と特殊の関係にある非居住者の発行済株式等の保有割合も考慮することとしたものであり、措置法施行令 3 9 条の 1 4 第 3 項において、株式等の保有を分散させて支配するおそれのある形態が類型化されて形式的に定められている。そして、同項 1 号は、居住者と親族関係にある非居住者を、居住者等から金銭等を受けているか否かにかかわらず、形式的に特殊関係非居住者に含めることで外国子会社合算税制の適用の潜脱を防止しようとするものであるから、原告が主張する限定解釈は、同項の趣旨目的に反するものである。

ウ 措置法施行令 3 9 条の 1 4 第 3 項 4 号は、「居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの」を特殊関係非居住者と定めているところ、同項 1 号の「親族」の意義を原告が主張するように限定する趣旨であれば、同項 4 号と同様の文言でその旨を規定するのが自然であり、そのように規定することが困難な事情はない。また、仮に同項 1 号を原告が主張するように解釈すると、同号をあえて同項 4 号と別個に規定する必要がなくなるから、この点からも原告の解釈は誤りである。

エ 原告が主張するジョイントベンチャーに係る弊害については、居住者の民法上の親族である非居住者が特殊関係非居住者に該当することをもって直ちに生ずるものではなく、外国子会社合算税制の適用を受けるか否かは、当該ジョイントベンチャーである外国関係会社が特定外国子会社等に該当するか否かや、適用除外要件の充足の有無等によって決まるから、原告の主張には論理の飛躍がある。

また、適用除外規定に規定されていない事情は、外国子会社合算税制の適用の有無を検討するに当たって考慮すべきではなく、ジョイントベンチャーの持分を保有する非居住者等又は内国法人の正常な経済活動を阻害するなどの事情を理由として、「居住者の親族」の意義を限定すべきではない。

(原告の主張)

- (1) ア (ア) 法が特殊関係非居住者の株式等の保有割合を考慮することとした趣旨は、非居住者を経由した当該外国法人に対する支配を捕捉することにあるところ、措置法施行令39条の14第3項各号において類型化された支配形態が存在するだけでは、当該居住者等は、株式の保有を通じて、又は株式の保有を分散させて当該外国法人を支配することはできない。本件で問題となっている同項1号が規定する居住者とその親族である非居住者との関係は事実関係にすぎず、同項が捕捉しようとしている支配形態には当たらない。

したがって、同号が規定する「居住者の親族」の意義については、我が国の法人又は居住者が株式の保有を通じて支配している者を利用して租税回避をする可能性のある場合、すなわち、「居住者の民法上の親族のうち、居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの」と限定して解釈すべきである。

- (イ) 乙には、居住者である親族が複数存在するが、これらの者との人間関係は希薄であり、金銭その他の資産によって生計を維持される関係にない。したがって、乙は、いずれの親族との関係においても「居住者の親族」に該当せず、特殊関係非居住者に当たらない。

- イ 仮に措置法施行令39条の14第3項1号の「親族」の意義を民法上の親族と同義と解釈すると、次に述べる不都合が生ずるから、そのような解釈は妥当ではない。

- (ア) 日本国籍の非居住者が内国法人と50対50の割合でジョイントベンチャーを組成する場合、当該非居住者には通常親族関係のある居住者がいるから特殊関係非居住者に該当し、当該内国法人に外国子会社合算税制が適用される。他方、特殊関係非居住者ではない外国籍の非居住者が内国法人とジョイントベンチャーを組成する場合は、当該内国法人には外国子会社合算税制は適用されない。そうすると、日本国籍の非居住者は内国法人からジョイントベンチャーの相手方として選定されず、その正常な経済活動が阻害される結果となって、外国子会社合算税制の趣旨に反する。

- (イ) 令和2年6月末現在で外国籍の居住者（日本在住の外国人）の数は288万人であり、これらの者との関係での特殊関係非居住者は1000万人超に上るところ、これらの特殊関係非居住者は外国法人の株式をいくらか保有していると推測される。そうすると、そのような特殊関係非居住者が株式を保有する外国法人と内国法人が出資割合を50対50とするジョイントベンチャーを組成すると、当該内国法人は外国子会社合算税制の適用を受けることになるところ、そのようなジョイントベンチャーを外国子会社合算税制の適用を受けることなく組成することができないとなると、日本企業の海外における正常な経済活動を阻害する結果となり、外国子会社合算税制の趣旨に反する。また、多数存在する外国法人との間の50対50の出資割合のジョイントベンチャーの税務関係を全て見直す必要が生ずることになりかねない。

- (2) 原告には、租税回避の目的はなく、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情もないため、乙は特殊関係非居住者に該当しない。

- 5 争点2（確定申告書に適用除外記載書面を添付することが適用除外規定の適用を受けるため

の要件であるか否か)

(被告の主張)

- (1) 措置法66条の6第7項は、確定申告書に適用除外記載書面を添付するなどした場合に限り適用除外規定が適用される旨規定するところ、これは、当該内国法人に適用除外規定の適用を受ける旨の意思を明らかにさせるとともに、課税庁が適用除外要件の該当性に係る判断の根拠となる資料を早期かつ確実に収集し、同要件の充足の有無について適正かつ迅速に判断することを可能にするために設けられたものである。そして、措置法66条の6第7項の規定の文言並びに適用除外要件の該当性に係る判断のための資料収集等の必要性及び重要性に鑑みれば、確定申告書への適用除外記載書面の添付は、適用除外規定の適用を受けるための要件であると解すべきである。
- (2) 特殊関係非居住者に該当するか否かは措置法施行令の文言から明白であり、特定外国子会社等に該当するか否かも客観的な資本関係及び外国法人の租税負担割合から容易に判断できるから、独自の見解によってこれらに該当しないと判断して適用除外記載書面を添付しなかった者を救済する必要はない。

仮に、内国法人が確定申告書を提出する時点において特殊関係非居住者や特定外国子会社等に該当する者がいないと判断して適用除外記載書面を添付しなかった場合であっても適用除外規定の適用を受けられるとすると、適用除外記載書面の添付の有無を内国法人が自由に決定することになって措置法66条の6第7項の規定が意味をなさなくなり、課税要件を明確化して課税執行面における安定性を確保しつつ税負担の実質的な公平を図るという外国子会社合算税制の目的に反する結果となる。

(原告の主張)

- (1) 本件のように、内国法人において確定申告書提出時点で特定外国子会社等に該当する法人が存在するものと認識していなかった場合、当該内国法人は、確定申告書提出時点では適用除外要件の充足について検討していないため、適用除外記載書面を添付することは不可能である。したがって、特定外国子会社等に該当する法人が存在するとしても適用除外要件を満たしているときは、確定申告書の提出時点で適用除外記載書面を添付することは、適用除外規定の適用を受けるための要件ではないと解すべきである。
- (2) 外国子会社合算税制は、当該内国法人とは別個の法人格を有する外国法人の所得を益金に算入する異例の措置であり、法人税法の特例であるから、課税対象が過度に拡張しないよう範囲を限定すべきであるところ、適用除外記載書面の添付を適用除外規定の適用を受けるための要件とすることは、外国子会社合算税制の趣旨を没却し、課税対象範囲を過度に拡張しながらこれを是正しないものであって、違法である。
- (3) 適用除外記載書面の添付を適用除外規定の適用を受けるための要件とすると、実体的に適用除外要件を充足していても特定外国子会社等の収益について合算課税されることになるが、そのような課税を正当化することはできない。また、適用除外記載書面を添付しないことをもって収益の額を増加させることは、原則として取引から実現した利益によって構成されるものである「収益」(法人税法22条2項)の概念と矛盾する。さらに、適用除外規定は、適用除外要件を満たす場合は合算課税をしないという趣旨で制定されたものであり、適用除外記載書面を添付する場合は合算課税をしないという趣旨で制定されたものではない。

したがって、適用除外記載書面の添付は適用除外規定の適用を受けるための要件ではない

と解すべきである。

(4) 適用除外要件の該当性に係る判断の根拠となる資料を早期にかつ確実に収集することが目的なのであれば、添付しない場合や添付が遅延した場合の罰則を設けるべきであり、上記目的と収益を増加させるという効果との間には関連性がない。したがって、適用除外記載書面の添付は、適用除外規定の適用を受けるための要件ではないと解すべきである。

(5) 平成27年度税制改正により、適用除外記載書面の添付等がなかったことについてやむを得ない事情があるときは適用除外規定の適用を認める宥恕規定が設けられ、平成29年度税制改正により、適用除外記載書面の添付は不要となった。このように、近年の税制改正は、書類の不備による課税をすべきではないという方針を採っているところ、本件においても、同方針に従い、適用除外記載書面の添付がなくとも適用除外規定を適用すべきである。

6 争点3 (原告が確定申告書に適用除外記載書面を添付しなかったことについて「やむを得ない事情」があると認められるか否か)

(原告の主張)

平成29年1月期の確定申告については、措置法66条の6第8項により、適用除外記載書面の添付等がなかったことについて「やむを得ない事情」があると認められるときは、適用除外規定が適用される。

原告は、E社が外国関係会社に該当しないものと認識しており、本件訴訟でもその旨主張しているところ、適用除外記載書面を提出することにより、平成29年以前の事業年度も含め、乙が特殊関係非居住者に該当することを自ら認めたと受け取られるおそれがあるから、確定申告書に適用除外記載書面を添付しなかったことについて「やむを得ない事情」があるといえる。

(被告の主張)

原告が確定申告書に適用除外記載書面を添付しなかったことについて、「やむを得ない事情」があるとはいえない。

7 争点4 (E社が非関連者基準を充足するか否か)

(被告の主張)

(1) 以下の事情からすれば、E社における船舶の売却に係る業務は、定期用船に係る業務との関係で、独自の目的、内容、機能等を有しておらず、定期用船事業に付随し、又は包含されるものであって、E社各事業年度におけるE社の事業は定期用船事業のみであるから、主たる事業は同事業である。そして、E社は、定期用船事業を関連者との間でのみ行っているから、非関連者基準を充足しない。

ア (ア) 日本標準産業分類は、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類するものであり、産業構造の変化等に応じて繰り返し改訂がされ、一般の社会通念を反映したものとして我が国において広く用いられているから、これを基準として主たる事業を判断することが合理的であり、課税の公平の見地からも相当である。したがって、日本標準産業分類から離れて主たる事業の判断を行うことが許されるのは例外的な場合に限られるところ、原告が主張する「船舶投資業」が外国子会社合算税制の適用上事業として認められるべき例外的事情はない。

(イ) 特定外国子会社等が非関連者基準を満たすか否かは、各事業年度における主たる事

業が措置法66条の6第3項各号に掲げるいずれの事業に該当するかに応じて判断されるから、主たる事業の判定は事業年度ごとに行うべきである。

原告は、複数の事業年度をまとめて主たる事業を判定すべき旨主張するが、同主張によれば抽出する事業年度によって主たる事業が異なることになり、恣意的な選定を排除できないから、明確性、公平性が要求される租税法規の解釈として許されない。

イ 基本定款と位置付けられるMemorandum of Association及び登記によれば、E社は、船舶運航、用船業務等を主な目的として活動することを認識し、これを対外的に表明している。

E社の事業目的は、中古船舶を相当程度長時間（5年程度）保有した後に売却すること、船舶の売却益に対する課税を免れることにある。

ウ E社は、定期用船によって継続的に収入が得られることを前提に事業計画を策定し、船舶を購入した後、数年間にわたってその船舶を定期用船に供して収入を得て、これによって借入金を返済し、その後定期用船に供した船舶のうち売却できるものを売却するという一連の経済活動を行っているところ、これを全体としてみれば、E社の経済活動の実態は、定期用船を事業として行うものにほかならない。船舶の売買は、定期用船に供するための船舶の購入及び定期用船に供し終えた後の船舶の売却であり、定期用船に付随する業務である。

E社は、継続的に定期用船を行う一方で、E社各事業年度に売却した船舶は4隻のみであり、売却がされなかった事業年度もあったのであるから、船舶の売却は、定期用船と比較すれば不定期かつ単発のものであった。

E社は、財務諸表において主たる事業が定期用船であることを明らかにしており、定期用船の収入が主たる営業収入となっている。また、E社は、財務諸表上、船舶を、売却目的で保有する棚卸資産（商品）ではなく事業の用に供するための固定資産（減価償却資産）として計上しており、減価償却費も計上しているが、売却目的で船舶を購入していたのであれば、財務諸表上固定資産ではなく棚卸資産として計上すべきであり、粗利益の計算においても、船舶の減価償却による費用の計上及びこれに伴う帳簿価額の減額が生じない計算方法を用いるべきである。

エ E社は定期用船に係る船舶管理業務を他社に委託して行わせていたところ、E社各事業年度における委託費用は、船舶の売却に係る業務に要した人的費用を大きく上回る。

オ E社は、シンガポールにおける納税申告において、定期用船に係る所得がシンガポール所得税法13A条（1）の免税の対象となる「海運会社の所得」に当たる旨を明らかにしている。また、同法上、船舶の売買事業から生ずる所得は「海運会社の所得」に含まれないこととされているところ、E社は、E社各事業年度において生じた船舶の売却益を課税の対象として申告していない。

（2）原告は、仮にE社の主たる事業が水運業（定期用船事業）であったとしても、措置法施行令39条の17第8項6号の「船舶の運航及び貸付けによる収入金額の合計額」に船舶の売却代金も含まれる旨主張するが、同号の規定の文理に反する。また、付随業務から生ずる臨時的、偶発的な収入金額も含めて非関連者基準の充足の有無を判断すると、関連者を相手として定期用船を行いながら船舶の売却先のみを非関連者とすることによって容易に同基準を充足することが可能となり、同基準の趣旨を没却する。

(原告の主張)

- (1) E社は、保有する船舶が売却されるまでの間、これを用いて原告のグループ会社に対して定期用船を行っているから、船舶投資業及び水運業を並行して営んでいるものである。そして、以下の事情からすれば、E社の主たる事業は船舶投資業であり、同事業は非関連者との間でのみ行われているから、E社は非関連者基準を充足する。

ア (ア) 船主業の事業分類は、船舶貸渡業と船舶投資業とに区分することが適切であるところ、E社の事業区分は船舶投資業に該当する。

被告は、日本標準産業分類から離れて特定外国子会社等の事業の判定をすることが許容されるのは例外的な場合に限られる旨主張するが、同分類は、調査統計資料相互間の統一性と比較性のために作成されたものであり、租税を目的として作成されたものではないから、一般的に同分類から離れた判定をすることは許容される。

仮に日本標準産業分類に当てはめるとしても、E社におけるケミカルタンカーの売却事業は、「運輸業…の産業用使用者に商品を…多額に販売するもの」として、輸送用機械器具卸売業に分類される。

- (イ) 船舶投資業のように長期間にわたって計画的に行われる事業については、一貫した事業計画に基づいて事業を遂行しているにもかかわらず、船舶を売却した事業年度と売却しなかった事業年度との間で主たる事業が異なるのは相当でないから、複数の事業年度をまとめて主たる事業を判定すべきである。

イ (ア) E社各事業年度の船舶投資の売上は全体の52.0%、粗利益は全体の88.3%を占め、定期用船の売上及び粗利益を上回る。事業年度ごとに比較しても、E社平成25年9月期以外は、船舶投資の売上及び粗利益が定期用船の売上及び粗利益を上回る。

船舶への投資額の回収割合という点に着目しても、船舶の譲渡対価による回収割合が用船収入による回収割合を上回る。

- (イ) 被告は、船舶投資業であれば対象となる資産は固定資産(減価償却資産)ではなく棚卸資産として計上すべきである、粗利益の計算において減価償却による費用を計上すべきでないなどと主張する。しかし、資産の賃貸と売買とを兼ねる混合的事業では、当該資産は貸付けによって減価するから、減価分を期間損益計算及び課税所得計算において控除することは当然である。E社は、法人税法上の償却限度額内で減価償却を行っており、主たる事業の判定のため所得金額の状況を勘案する際、減価償却について別途検討する必要はない。

ウ (ア) E社における船舶投資に係る業務は、業界紙や専門誌の分析、シンガポールの海運海事関係者、日本や外国の海運会社の役職員及び売船仲介業者との面談等を通じた日々の情報収集、売却益のシミュレーション、契約書の作成及び契約の締結、売却先候補や船舶売買仲介業者との交渉、入金や船舶引渡しへの立会いなどがある。他方、定期用船については、用船先はグループ会社であるから、用船先を探す手間はかからず、信用等の検討、交渉、クレーム対応なども不要である。また、E社は、他社に船舶管理を委託しているから、定期用船中は、用船料に係る請求書の作成、請求及び着金確認、船舶管理費の支払程度の業務しかない。したがって、E社の役員及び従業員は、定期用船に係る業務には労力を割いておらず、ほぼ全員が船舶投

資業に従事しているものである。

E社の固定施設は、事務所と什器程度しか存在しないが、いずれも船舶投資業に用いられている。

(イ) 被告は、E社が他社に委託して行わせている定期用船の管理業務に係る費用が船舶売却業務に係る人的費用を上回る旨主張するが、他社の人員及び固定施設に委託している業務はE社自身が行っているものではないから、主たる事業の判定において考慮することはできない。

エ E社は、船舶投資を主たる事業とし、定期用船は付随的なものにすぎないから、時機を逃さず船舶を売却するため、全ての定期用船先を中途解約のしやすいグループ会社としていいる。また、ケミカルタンカーは、売価が長期間の周期で変動する上、一般的に30年近く使用されるため、E社による5年程度の保有期間は相当短期間であるといえるところ、これは、船舶の売却のために用船期間を短く設定していることによる。

E社は、船舶をグループ会社から購入することにより、ブローカーに支払う仲介手数料や検船費用の負担がなく、低額で購入することができる。

オ E社は、船舶の購入資金の融資を受ける際、定期用船料債権に譲渡担保を設定していないが、これは、融資をする金融機関が、E社が定期用船ではなく船舶の売却を主たる事業とする会社であると認識しているためである。

カ 被告は、E社が定期用船をすることにより船舶の売却益に対する課税を免れるという事業目的を有していた旨主張するが、税負担の軽減を図るのは、売却益を最大化させるという目的に基づく当然の行動である。

- (2) 仮に特定外国子会社等の事業は一つしかないとの見解を採るとしても、前記(1)のとおり、E社の事業目的は船舶投資であって、収入、損益及び事業活動の比重の点からして実際に船舶投資業を中心に営んでおり、定期用船は船舶を売却するまでの間行っていたにすぎないから、E社の事業は船舶投資業であり、船舶の貸渡しは船舶投資業に付随する業務である。
- (3) 仮にE社の事業が船舶貸渡業(水運業)であったとしても、現実の事業において純粋に船舶の貸渡しのみを行う業態は観念することができず、船舶の売買損益が当該事業の重要な構成要素になっていることからすれば、船舶の売買は定期用船事業の一部であるといえる。そうすると、措置法施行令39条の17第8項6号の「船舶の運航及び貸付けによる収入金額の合計額」は、E社の事業においては、定期用船料収入と船舶売却代金の合計額と解すべきであるところ、E社の船舶売却代金は全て「関連者以外の者から収入するもの」であるから、非関連者からの収入の割合は50%を超え、非関連者基準を充足する。

8 争点5 (本件調査の違法性)

(原告の主張)

- (1) 国税通則法(平成29年法律第4号による改正前のもの)74条の2第1項の定める調査に係る質問検査権は、全くの自由裁量による権限ではなく、当該職員は、更正処分をするか否かを判断するために必要な事項について調査をすべき義務を負っている。そして、適用除外要件の該当性を判断するための前提となる主たる事業は、事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定すべきであるから、税務署職員は、事業活動の具体的かつ客観的な内容に関する事項を調査すべき義務を負っている。

しかし、本件調査において、担当職員は、原告に対し、E社の実態について一切質問せず、

事業活動の具体的かつ客観的な内容を調査しないまま更正処分の金額を提示し、修正申告を打診した。原告は、平成30年1月18日以降、E社の事業活動を具体的かつ客観的に説明したが、全く取り合われなかった。

上記対応は、事業活動の具体的かつ客観的な内容について調査すべき義務を怠ったものであり、この懈怠に基づいて本件各更正処分がされたから、本件調査には重大な違法があり、これに基づいてされた本件各更正処分も違法である。

- (2) 国税通則法74条の11第2項は、調査結果の内容の説明について定めるところ、同項の規定が導入された趣旨が調査手続の透明性と納税義務者による予見可能性を高める点にあること等に照らせば、税務署職員は、納税義務者に対し、当該調査における主要な争点について、課税要件に該当する事実関係を説明した上、反論の機会を設けなければならない。

本件調査においては、乙が特殊関係非居住者に該当するか否かは最も重要な争点の一つであるから、原告において、乙との関係における「居住者」が誰であるかを把握し、その者から事情を聴取して租税回避のおそれがないことについて反論することが不可欠であった。しかし、原告は、平成30年6月27日の調査結果の内容の説明の際、「居住者」が誰であるか説明を受けたが、反論の機会を与えられることなく、一方的に本件各更正処分を受けた。原告は、反論の機会を奪われ、不透明な手続に基づいて不意打ちのように処分を受けたものであるから、本件調査には国税通則法74条の11第2項に違反する重大な違法があり、これに基づいてされた本件各更正処分も違法である。

(被告の主張)

- (1) ア E社の事業活動の内容についていかなる範囲及び程度で調査をするかについては、担当職員の合理的な選択に委ねられているところ、担当職員は、財務諸表等を検討するなどして本件各更正処分をするために必要な範囲で適法に質問検査を行ったのであり、本件調査に瑕疵はない。

イ 原告の税務代理人である丙税理士（以下「丙税理士」という。）が平成29年11月30日付けで作成して麴町税務署長に提出した意見書には、E社の財務諸表等からE社が原告の特定外国子会社等に当たる旨を指摘されたことや、当該指摘に対する丙税理士の意見が記載されているところ、同意見書の内容からすると、E社が特定外国子会社等に当たるか否かについて本件調査の担当職員が財務諸表等を検討するなどして適法に質問検査を行ったことや、原告においてE社が特定外国子会社等に当たるか否かにつき十分に検討して反論したことがうかがえる。

したがって、本件調査において、担当職員の質問検査は適法に行われたものである。

- (2) ア 国税通則法74条の11第2項その他の規定において、調査結果の説明の前又は説明の際、当該調査における主要な争点について納税義務者に反論の機会を与えることは定められていない。また、平成23年度の国税通則法の改正の趣旨及び調査結果の説明について規定する同項の趣旨に鑑みても、調査結果の説明の前又は説明の際、納税義務者に対して反論の機会を与えることまで求められているものではない。

イ 原告が反論する必要があったとする「居住者に租税回避のおそれがないこと」は、本件の課税要件事実とは関連性がない。また、前記(1)イの丙税理士の意見書によれば、原告は、乙に居住者の親族がいるとの麴町税務署長からの指摘に対して反論しているものであるから、反論の機会を奪われた旨の主張には理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（乙が「特殊関係非居住者」に該当するか否か）について

（1）措置法66条の6第2項1号は、「特殊関係非居住者」を、居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者と定め、措置法施行令39条の14第3項1号は、この「特殊の関係のある非居住者」の一つとして、「居住者の親族」を掲げる。そして、本件において、乙が「非居住者」に該当すること及び乙と民法725条の親族の関係にある「居住者」が存在することについては、当事者間に争いがない。

（2）ア 租税法規については、租税法律主義（憲法84条）の下、原則として当該規定の文言からみだりに離れて解釈すべきでないところ、措置法施行令39条の14第3項1号の文言からすれば、「居住者の親族」とは、居住者と民法725条が定める親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）の関係にある者を意味すると解することが、文理に沿った解釈というべきであり、同項が対象とする者を更に限定する手掛かりとなるような文言ないし規定は存在しない。

イ また、証拠（乙47）によれば、外国子会社合算税制は、居住者又は内国法人が、輕課税国に所在する外国法人に対する資本関係を通じた経済実質的な支配力を利用して租税負担を不当に輕減することに対処することを目的とするところ、単に居住者が保有する当該外国法人の発行済株式等によって上記支配力の有無を判断すると、居住者が国外に居住する親族等に株式等を分散保有して支配力を及ぼす場合を捕捉することができなくなることから、居住者と一定の関係（特殊の関係）がある非居住者が直接的又は間接的に保有する当該外国法人の発行済株式等も考慮することとし、措置法施行令39条の14第3項各号がこの「特殊の関係」の内容を具体的に定めたものである。非居住者が株式等を分散保有する場合を捕捉して外国子会社合算税制の潜脱を回避するという上記立法趣旨に照らすと、「特殊の関係」を定めた措置法施行令39条の14第3項各号の規定をその文言から離れて限定的に解釈することは相当でない。

ウ したがって、措置法施行令39条の14第3項1号の文言及び立法趣旨からすれば、「居住者の親族」とは、居住者と民法725条が定める親族の関係にある者をいうものと解することが相当である。

（3）ア 原告は、「居住者の親族」につき、「居住者の民法上の親族のうち、居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの」と限定して解釈すべきである旨主張する。

イ しかしながら、措置法施行令39条の14第3項1号は「居住者の親族」と規定するのみであり、原告が主張するような限定を付す趣旨を読み取ることのできる文言は存在しないから、原告の解釈は文理上無理がある。また、同項の構造をみても、4号において「前3号に掲げる者以外の者で居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの」を定めていることからすれば、1号の「居住者の親族」については、「居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している」などの限定を付さない趣旨で規定されたものと解することが自然である。

ウ 加えて、「居住者の親族」に原告の主張するような限定を付すと、居住者が、生計を維持する関係にない親族である非居住者を利用して当該外国法人の株式等を分散保有する場合、当該株式等を特定外国子会社等の該当性に係る判断に当たって考慮することが

できなくなるところ、このような結果は、前記（２）イで説示した特殊関係非居住者が定められた立法趣旨に反するものといえる。

エ（ア）原告は、「居住者の親族」に原告が主張するような限定を付さないと、日本国籍の非居住者がジョイントベンチャーの相手方として選定されず、正常な経済活動が阻害される旨主張する。

しかしながら、措置法６６条の６第１項等の規定の文言及び前記（２）イで説示した外国子会社合算税制の趣旨からすれば、措置法は、日本国籍の非居住者が出資するジョイントベンチャーも含め、居住者と措置法施行令３９条の１４第３項各号の関係にある非居住者が一定の支配力を有する外国法人を同税制の対象としているものと解するほかなく、原告が主張するような特定の状況を想定して特殊関係非居住者の要件に明文上規定されていない限定を加えることは、かえって同税制の適用範囲を前記趣旨に反して狭める結果を招来することになりかねない。原告が指摘するようなジョイントベンチャーが特定外国子会社等に該当するとしても、その本店又は主たる事務所の所在する国において実体のある経済活動を行っている場合は、適用除外要件を満たすことで外国子会社合算税制の適用を免れるのであって、このことも考慮すれば、「居住者の親族」に限定を加えないことが同税制の趣旨に反して対象を不当に拡大するものとはいえず、原告の上記主張は理由がない。

（イ）原告は、「居住者の親族」に原告が主張するような限定を付さないと、内国法人と外国法人が５０対５０の割合で出資して組成するジョイントベンチャーの多くが外国子会社合算税制の対象となり、日本企業の海外における経済活動に対する支障、税務関係の見直しによる混乱などの問題が生ずる旨主張する。

しかしながら、内国法人と外国法人が組成するあらゆるジョイントベンチャーについて、当該内国法人が外国子会社合算税制の適用を受けるものではなく、飽くまで、居住者と措置法施行令３９条の１４第３項各号の関係にある非居住者（特殊関係非居住者）が内国法人と併せて一定の割合の株式等を保有する場合のみ特定外国子会社等に該当し、かつ、当該ジョイントベンチャーがその本店又は主たる事務所の所在する国において実体のある経済活動を行っている場合は適用除外要件を満たすことで外国子会社合算税制の適用を免れることからすれば、一定のジョイントベンチャーが同税制の対象となり、これを組成する内国法人の活動に一定の負担ないし支障が生ずるとしても同税制が想定する範囲内のものというほかなく、原告が挙げる事情は、「居住者の親族」に明文にない限定を加えるべき理由とはならない。

したがって、原告の上記主張はいずれも理由がない。

オ 原告は、原告には租税回避の目的がなく、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情もないから、乙は特殊関係非居住者に該当しないと主張するが、当該内国法人に租税回避の目的や実態があることは特殊関係非居住者の要件とは無関係であるから、原告の主張には理由がない。

カ その他「居住者の親族」を限定的に解釈すべき旨をいう原告の主張は、いずれも採用することができない。

（４）以上によれば、乙は、措置法施行令３９条の１４第３項１号の「居住者の親族」に該当し、措置法６６条の６第２項１号の「特殊関係非居住者」に当たる。

2 争点2（確定申告書に適用除外記載書面を添付することが適用除外規定の適用を受けるための要件であるか否か）について

- （1）措置法66条の6第7項は、確定申告書に適用除外規定の適用がある旨を記載した書面（適用除外記載書面）を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用除外規定を適用する旨規定しており、同項の文言上、適用除外規定の適用を受けるためには確定申告書への適用除外記載書面の添付が必要とされることが明示されている。

また、措置法66条の6第7項の趣旨は、適用除外規定の適用を受けることについて内国法人の意見を明らかにさせるとともに、その根拠となる資料を保存させることで、課税庁が適用除外要件の該当性を適正かつ迅速に判断することができるようにして、租税法律関係を早期に確定させることにあるものと解される。

上記の措置法66条の6第7項の文言及び趣旨からすれば、同項は、確定申告書への適用除外記載書面の添付及び資料の保存を、適用除外規定の適用を受けるための前提としての手続的要件として規定したものと解することが相当である。したがって、内国法人が同要件を満たさない場合は、適用除外要件の充足の有無にかかわらず、適用除外規定の適用を受けることができないことになる。

- （2）ア 原告は、内国法人において、確定申告書の提出時点で特定外国子会社等に該当する法人が存在するものと認識していなかった場合、当該内国法人は適用除外記載書面を添付することが不可能である旨主張する。しかしながら、措置法66条の6第1項及び2項1号の各規定並びに同規定を受けて定められた措置法施行令39条の14第3項各号の規定からすれば、当該非居住者が特殊関係非居住者に該当するか否かや、当該外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かは、居住者と当該非居住者との関係や内国法人及び特殊関係非居住者が保有する株式の割合等によって客観的に判断することができるのであり、内国法人がこの判断を怠り、又は誤った場合に適用除外規定の適用を受けられなくなることが不当な結果であるとはいえず、原告の主張には理由がない。

イ 原告は、適用除外記載書面の添付を適用除外規定の適用を受けるための要件とすると、外国子会社合算税制の趣旨を没却する、実体的に適用除外要件を充足していながら合算課税されることになる、法人税法22条2項の「収益」の概念と矛盾するなどと主張する。

しかしながら、前記（1）で説示したとおり、措置法66条の6第7項は、租税法律関係の早期確定の趣旨の下、適用除外規定の適用を受けるための前提となる手続的要件として適用除外記載書面の添付等を規定したものであり、これは、同条1項や3項が定める外国子会社合算税制に係る実体的要件とは異なる趣旨の下で規定された独立の手続的要件である。したがって、適用除外記載書面の添付を適用除外規定の適用を受けるための要件と解しても、外国子会社合算税制自体の趣旨を没却することにはならないし、同税制の実体的部分である適用除外要件との関係や「収益」の概念との矛盾はそもそも問題とならない。

したがって、原告の上記主張はいずれも理由がない。

ウ 原告は、適用除外要件の該当性に係る判断の根拠となる資料を早期にかつ確実に収集するという措置法66条の6第7項の目的と収益を増加させるという効果との間に関連

性がない旨主張する。しかしながら、適用除外記載書面の添付を懈怠すると適用除外規定の適用を受けられなくなる旨を規定することにより、内国法人に対して適用除外記載書面の添付を促す効果があるといえるから、同項の目的と効果に関連性がないとはいえず、原告の主張には理由がない。

エ 原告は、宥恕規定を設けた平成２７年度税制改正及び適用除外記載書面の添付を不要とした平成２９年度税制改正の方針に従い、適用除外記載書面の添付がなくとも適用除外規定を適用すべきである旨主張するが、いずれの改正経緯も、本件の各申告における適用除外記載書面の添付の要否に係る措置法６６条の６第７項の解釈に影響するものではなく、原告の主張は採用することができない。

オ その他、原告が適用除外記載書面の確定申告書への添付を適用除外規定の適用を受けるための要件とすべきでない理由として主張するところは、いずれも採用することができない。

(３) 以上によれば、内国法人は、措置法６６条の６第７項の規定の文言どおり、確定申告書に適用除外記載書面を添付しなければ適用除外規定の適用を受けることができないところ、前提事実（２）アのとおり、原告は、本件各事業年度の法人税の確定申告に係る各確定申告書に適用除外記載書面を添付していなかったのであるから、適用除外規定の適用を受けることができない。

３ 争点３（原告が確定申告書に適用除外記載書面を添付しなかったことについて「やむを得ない事情」があると認められるか否か）について

(１) 措置法６６条の６第８項は、確定申告書に適用除外記載書面の添付がない場合においても、その添付がなかったことについて「やむを得ない事情」があると認めるときは、適用除外記載書面の提出があった場合に限り、適用除外規定を適用することができる旨を定める。

前記２（１）で説示したとおり、確定申告書への適用除外記載書面の添付を求める措置法６６条の６第７項の趣旨が、課税庁が適用除外要件の該当性を適正かつ迅速に判断することができるようにして租税法律関係を早期に確定させる点にあることからすれば、適用除外記載書面の添付がないにもかかわらず適用除外規定の適用を許容する同条８項は、例外的な規定と解すべきである。したがって、同項の「やむを得ない事情」とは、本人の責めに帰することのできない客観的事情をいうものと解すべきであり、当該内国法人による法の不知や事実誤認等の主観的事情はこれに当たらないものというべきである。

(２) 原告は、Ｅ社が外国関係会社に該当しないものと認識していた旨主張するが、前記１で判示したところによれば、措置法施行令３９条の１４第３項１号の解釈を誤ったものにすぎず、本人の責めに帰することのできない客観的事情とはいえないから、「やむを得ない事情」に該当しない。

また、原告は、適用除外記載書面を提出すると乙が特殊関係非居住者に該当することを自ら認めることになる旨も主張する。しかしながら、前記２（２）アで判示したとおり、乙が特殊関係非居住者に該当することは措置法施行令３９条の１４第３項１号の規定から明らかである上、乙が特殊関係非居住者に該当しない旨を主張することと並行して、確定申告の際に適用除外記載書面を添付した上で予備的に適用除外規定の適用を主張することは何ら禁止されるものでないことはもとより、矛盾する挙動と評価されるものでもないから、原告において上記主張をすることが困難であったとはいえない。したがって、原告が主張する事情は、

原告の責めに帰することのできない客観的事実とはいえ、「やむを得ない事情」に該当しない。

以上によれば、原告の平成29年1月期の法人税の申告について、措置法66条の6第8項は適用されない。

4 争点5（本件調査の違法性）について

（1）掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、本件調査において、麴町税務署の担当職員から、次の事項を指摘された（乙50）。

（ア）E社の株式は、原告とF社が50%ずつ保有しており、F社の株式は乙が全て保有しているところ、乙は日本国内に親族がいて特殊関係非居住者に該当するから、E社は外国関係会社に該当する。

（イ）E社のシンガポールにおける税の負担は、措置法66条の6第1項の「本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低い」場合に該当するので、E社は特定外国子会社等に該当する。

（ウ）E社の財務報告書の記載、現実に船舶を保有して定期用船をしていること、保有船舶の譲渡は定期用船事業に付随する行為にすぎず、同譲渡の収入及び利益を考慮する必要はないことなどからすれば、E社の主たる事業は措置法66条の6第3項1号の水運業である。

（エ）E社は、定期用船取引を原告及びその100%子会社との間で行っているところ、両社はいずれもE社の関連者（措置法施行令39条の17第10項）に該当するから、非関連者基準を充足しない。

（オ）以上によれば、原告は、E社に係る課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する必要がある。

イ 本件調査における原告の税務代理人であった丙税理士は、平成29年11月30日、前記アの指摘に対し、次の内容の意見書を提出した（乙50）。

（ア）平成17年度の税制改正の経緯からすると、同改正によって非居住者の範囲に変更がなかったといえること、特殊関係非居住者につき外国法人の株式の保有の有無を問わないと解すると、外国人である特殊関係非居住者に対して執行ができず、租税公平主義又は租税平等主義に反することなどからすれば、特殊関係非居住者とは、外国法人の株式等を有する居住者又は内国法人との間に特殊な関係を有する非居住者を意味するのであり、乙はこれに該当しないから、E社は外国関係会社に当たらない。

（イ）E社の設立経緯、会社定款において売船事業を事業目的とする旨が表示されていること、過去5年の売船による利益が全利益の95%を占めていることなどからすれば、E社の主たる事業は卸売業というべきであるところ、同事業は全て非関連者との間で行っているから、E社は非関連者基準を充足し、適用除外要件を満たしている。

ウ 原告は、平成30年1月から6月にかけて、麴町税務署に対し、丙税理士及び丁弁護士作成の5通の意見書を提出し、乙が特殊関係非居住者に該当しないこと、E社の主たる事業は卸売業であって非関連者基準を充足し、他の適用除外要件も満たすこと、適用除外規定の適用を受けるために確定申告書への適用除外記載書面の添付は不要であることなどを主張した。これに対し、本件調査の担当職員は、原告の主張に反論する内容の指摘をした。

(甲41の1ないし5)

エ 本件調査の担当職員は、平成30年6月27日、原告に対し、国税通則法74条の11第2項の調査結果の内容の説明をした。同職員は、乙が居住者と親族関係にあることから特殊関係非居住者に該当すること、原告と乙の保有する株式からすれば、E社が原告の特定外国子会社等に該当することなどを説明した。(甲41の6)

(2) 原告は、本件調査において、麴町税務署長がE社の事業活動の具体的かつ客観的な内容を調査しないまま更正処分を提示して修正申告を打診し、原告がE社の事業活動を説明したのに対して取り合わなかった旨主張する。

しかしながら、前記(1)アないしウの認定のとおり、本件調査の担当職員は、E社の事業内容等を踏まえて非関連者基準を充足しないと判断して原告にその旨を指摘し、これを受けて原告が代理人作成の複数の意見書を提出して反論しており、これらの意見書に対しても担当職員は再反論する内容の指摘をしているのであって、両者の見解は対立しているものの、少なくとも担当職員がE社の事業活動について調査をしなかったり、同活動についての原告の主張を受け付けなかったりしたなどの事情は見当たらない。そして、税務調査における担当職員の質問検査の範囲、程度等については、原則として当該職員の合理的な選択に委ねられているものと解されるところ、上記の税務調査の過程において、担当職員の質問検査権の行使ないし不行使が不合理なものであったと認めるに足りる証拠はなく、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 原告は、本件調査に係る調査結果の内容の説明の際、乙の特殊関係非居住者の該当性について反論の機会を与えられなかった旨主張する。

しかしながら、調査結果の内容の説明(国税通則法74条の11第2項)は、税務調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合に行われるものであるところ、同説明の際に納税義務者に対して反論する機会を与えることを法的に義務付ける根拠はなく、これを与えなかったことによって直ちに当該調査が違法と評価されるものではない。また、前記(1)アないしエの認定のとおり、原告は、調査結果の内容の説明に至るまでの間、本件調査の担当職員から乙が特殊関係非居住者に該当することにつき理由の付された説明を受け、同該当性を否定すべき旨を記載した複数の意見書を提出しているのであるから、この争点について反論の機会を与えられていたといえるし、調査結果の内容の説明の際に反論することができなかったとしても、そのことをもって本件調査が違法と評価されるものではない。

なお、原告は、乙との関係における「居住者」が誰であるかを把握し、その者から事情を聴取して租税回避のおそれがないことについて反論する必要があった旨主張するが、乙に民法上の親族である居住者がいること自体に争いはなく、租税回避のおそれの有無は乙の「居住者の親族」該当性を左右するものではないから、調査結果の内容の説明に先立って「居住者」が誰であるか知らされていなかったことをもって、本件調査が違法となるものではない。

(4) その他本件調査が違法であったことを認めるに足りる証拠はなく、本件調査が違法であることを理由に本件各更正処分が違法である旨をいう原告の主張は、採用することができない。

5 本件各更正処分及び本件新各過少申告加算税処分の適法性

前記1ないし3で判示したところによれば、争点4(E社が非関連者基準を充足するか否か)について判断するまでもなく、原告に外国子会社合算税制を適用したことは適法であり、また、前記4で判示したとおり、本件調査は違法とはいえない。そうすると、別紙2の被告主

張のと通りの計算により、原告が納付すべき税額は、次表のとおりとなる。

(単位：円)

	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期	平成 28 年 1 月期	平成 29 年 1 月期
法人税	50,019,600	162,785,900	281,853,800	148,581,200
復興特別法人税	5,807,100	16,514,700	—	—
地方法人税	—	—	12,506,100	6,636,800
過少申告加算税				
法人税	449,000	5,781,000	10,084,000	17,914,000
復興特別法人税	111,000	588,000	—	—
地方法人税	—	—	440,000	776,500

そして、上記の各金額は、本件各更正処分又は本件新各過少申告加算税処分において納付すべきとされた税額（前提事実（２）イ、（３）ア）と同額であるから、本件各更正処分及び本件新各過少申告加算税処分はいずれも適法である。

第４ 結論

以上のとおりであり、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 片瀬 亮

裁判官 下道 良太

(別紙1)

関係法令の定め

1 租税特別措置法(平成27年法律第9号による改正前のもの)

(1) 66条の6第1項

次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの(以下この条及び次条において「特定外国子会社等」という。)が、昭和53年4月1日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等(株式又は出資をいう。以下4項までにおいて同じ。)の請求権(剰余金の配当等(法人税法23条1項1号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項、次項及び4項において同じ。)、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び4項において同じ。)の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「課税対象金額」という。)に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

1号 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外国関係会社の発行済株式又は出資(当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合(当該外国関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合」という。)が100分の10以上である内国

法人

イ 議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の数が1個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額の当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

ハ 議決権の数が1個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

2号 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が100分の10以上である一の同族株主グループに属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

(2) 66条の6第2項

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者（2条1項1号の2に規定する居住者をいう。以下この号及び6号において同じ。）及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項1号の2に規定する非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合）が1

00分の50を超えるものをいう。

イ 議決権の数が1個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合

ハ 議決権の数が1個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

2号 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

3号 直接及び間接保有の株式等の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

4号 直接及び間接保有の議決権の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の議決権の数及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の議決権の数の合計数をいう。

5号 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額をいう。

6号 同族株主グループ 外国関係会社の株式等を直接又は間接に保有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

(3) 66条の6第3項

66条の6第1項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子

会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

1号 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る40条の4第1項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る66条の6第1項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る68条の9第1項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

2号 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所のある国又は地域（当該国又は地域に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

(4) 66条の6第7項

66条の6第3項又は5項の規定は、政令で定めるところにより、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。

2 租税特別措置法（平成28年法律第15号による改正前のもの）

(1) 66条の6第1項

前記1(1)と同じ

(2) 66条の6第2項

前記1(2)と同じ

(3) 66条の6第3項

66条の6第1項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特

定事業」という。)を主たる事業とするもの(株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(以下この条において「統括業務」という。)を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの(以下この項において「事業持株会社」という。)を除く。)以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業(事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

1号 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る40条の4第1項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る66条の6第1項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る68条の90第1項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

2号 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る水域で政令で定めるものを含む。)において行っている場合として政令で定める場合

(4) 66条の6第7項

66条の6第3項又は5項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料(次項において「資料等」という。)を保存している場合に限

り、適用する。

(5) 66条の6第8項

税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があった場合に限り、66条の6第3項又は5項の規定を適用することができる。

3 租税特別措置法施行令（平成28年政令第159号による改正前のもの）

(1) 39条の14第3項

措置法66条の6第2項1号に規定する居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者は、同法2条1項1号の2に規定する非居住者で、次に掲げるものとする。

1号 措置法2条1項1号の2に規定する居住者（以下この項及び39条の16第6項において「居住者」という。）の親族

2号 居住者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

3号 居住者の使用人

4号 前3号に掲げる者以外の者で居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

5号 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6号 内国法人の役員（法人税法2条15号に規定する役員をいう。以下39条の17までにおいて同じ。）及び当該役員に係る72条各号に掲げる者

(2) 39条の17第8項

措置法66条の6第3項1号に規定する政令で定める場合は、特定外国子会社等の各事業年度において行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

1号 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産の販売に係る収入金額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者（当該特定外国子会社等に係る措置法40条の4第1項各号、66条の6第1項各号、68条の90第1項各号及び前項各号に掲げる者をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が100分の50を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が100分の50を超える場合

2号から5号まで （省略）

6号 水運業又は航空運送業 当該各事業年度の船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び貸付けによる収入金額の合計額のうちに関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が100分の50を超える場合

以 上

(別紙2)

被告主張の納付すべき税額等

第1 法人税

1 平成26年1月期

(1) 所得金額 2億3244万1921円

次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 1億8997万3176円

平成26年1月期法人税確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入額 4246万8745円

原告の特定外国子会社等であるE社のE社平成25年9月期に係る課税対象金額に相当する金額であり、措置法66条の6第1項の規定に基づき、原告の収益の額とみなして平成26年1月期の益金の額に算入すべき金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 5843万2455円

(1)の所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項及び2項(平成27年法律第9号による改正前のもの)並びに措置法42条の3の2(平成27年法律第9号による改正前のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の25.5の割合)を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税の額等 841万2789円

次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等 207万7276円

法人税額から控除される所得税の額(法人税法68条1項(平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。))及び外国税額(同法69条1項(平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。))の合計額として、平成26年1月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

イ 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額 633万5513円

E社に係る課税対象金額に相当する金額を原告の所得金額に加算したこと(前記(1)イ)に伴い、法人税法69条1項の規定に基づき、平成26年1月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額に新たに加算すべき外国税額である。

(4) 納付すべき法人税額 5001万9600円

前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

2 平成27年1月期

(1) 所得金額 6億5234万7788円

次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 4億2267万6026円

平成27年1月期法人税確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入額 2億3374万5662円

原告の特定外国子会社等であるE社のE社平成26年9月期に係る課税対象金額に相当

する金額であり、措置法66条の6第1項の規定に基づき、原告の収益の額とみなして平成27年1月期の益金の額に算入すべき金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額（事業税等の損金算入額） 407万3900円
平成26年1月期法人税更正処分に伴い増加した所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税に相当する額として、平成27年1月期の損金の額に算入される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 1億6550万8485円

前記(1)の所得金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に、法人税法66条1項及び2項（平成27年法律第9号による改正前のもの）並びに措置法42条の3の2（平成27年法律第9号による改正前のもの）に規定する税率（所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の25.5の割合）を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税の額等 272万2500円

次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等 197万0703円
法人税額から控除される所得税の額（法人税法68条1項）及び外国税額（同法69条1項）の合計額として、平成27年1月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

イ 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額 75万1797円
E社に係る課税対象金額に相当する金額を原告の所得金額に加算したこと（前記(1)イ）に伴い、法人税法69条1項の規定に基づき、平成27年1月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額に新たに加算すべき外国税額である。

(4) 納付すべき法人税額 1億6278万5900円

前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

3 平成28年1月期

(1) 所得金額 11億1792万8727円

次にアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 7億2512万2196円
平成28年1月期法人税確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入額 4億1483万8831円
原告の特定外国子会社等であるE社のE社平成27年9月期に係る課税対象金額に相当する金額であり、措置法66条の6第1項の規定に基づき、原告の収益の額とみなして平成28年1月期の益金の額に算入すべき金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額（事業税等の損金算入額） 2203万2300円
平成27年1月期法人税更正処分に伴い増加した所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税に相当する額として、平成28年1月期の損金の額に算入される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 2億8423万1640円

前記(1)の所得金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に、法人税法66条1項及び2項（平成27年法律第9号による改正前のもの）並びに措置法42条の3の2（平成27年法律第9号による改正前

のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の25.5の割合)を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税の額等 237万7833円

次のアの金額からイの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等 305万6789円

法人税額から控除される所得税の額(法人税法68条1項)及び外国税額(同法69条1項)の合計額として、平成28年1月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

イ 法人税額から控除される所得税の額等から減算すべき金額 67万8956円

平成26年1月期法人税更正処分及び平成27年1月期法人税更正処分において控除される外国税額が増加したことに伴い、法人税法69条1項の規定に基づいて、平成28年1月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額から減算すべき金額である。

(4) 納付すべき法人税額 2億8185万3800円

前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

4 平成29年1月期

(1) 所得金額 6億3410万0678円

次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 1億0669万7700円

平成29年1月期法人税確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入額 5億6509万0378円

原告の特定外国子会社等であるE社のE社平成28年9月期に係る課税対象金額に相当する金額であり、措置法66条の6第1項の規定に基づき、原告の収益の額とみなして平成29年1月期の益金の額に算入すべき金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額(事業税等の損金算入額) 3768万7400円

平成28年1月期法人税更正処分に伴い増加した所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税に相当する額として、平成29年1月期の損金の額に算入される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 1億5083万7900円

前記(1)の所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項及び2項(平成28年法律第15号による改正前のもの)並びに措置法42条の3の2(平成29年法律第4号による改正前のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の23.9の割合)を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税の額等 225万6687円

次のアの金額からイの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等 389万7805円

法人税額から控除される所得税の額(法人税法68条1項)及び外国税額(同法69条1項)の合計額として、平成29年1月期法人税確定申告書に記載された金額と同額であ

る。

イ 法人税額から控除される所得税の額等から減算すべき金額 1 6 4 万 1 1 1 8 円

平成 2 6 年 1 月期法人税更正処分及び平成 2 7 年 1 月期法人税更正処分において控除される外国税額が増加したことに伴い、法人税法 6 9 条 1 項の規定に基づいて、平成 2 9 年 1 月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額から減算すべき金額である。

(4) 納付すべき法人税額 1 億 4 8 5 8 万 1 2 0 0 円

前記 (2) の金額から前記 (3) の金額を差し引いた金額 (ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

第 2 復興特別法人税

1 平成 2 6 年 1 月課税事業年度

(1) 課税標準法人税額 5 8 4 3 万 2 0 0 0 円

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (以下「復興財確法」という。) 4 7 条 1 項に規定する課税標準法人税額であり、次のアの金額にイの金額を加算した金額 (ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

ア 確定申告における基準法人税額 4 7 6 0 万 3 1 1 5 円

平成 2 6 年 1 月期復興税確定申告書に基準法人税額として記載された金額と同額である。

イ 課税標準法人税額に加算すべき金額 1 0 8 2 万 9 3 4 0 円

平成 2 6 年 1 月期法人税確定申告書に記載された法人税額 4 7 6 0 万 3 1 1 5 円と前記第 1 の 1 (2) により算出された法人税額 5 8 4 3 万 2 4 5 5 円との差額であり、平成 2 6 年 1 月課税事業年度の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額に加算すべき金額である。

(2) 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 5 8 4 万 3 2 0 0 円

前記 (1) の課税標準法人税額に復興財確法 4 8 条に規定する税率 (1 0 0 分の 1 0) を乗じて計算した金額である。

(3) 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税の額等 3 万 6 0 5 6 円

次のアの金額からイの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における復興特別法人税額から控除される税額 7 万 2 1 0 5 円

復興特別法人税額から控除される復興特別所得税 (復興財確法 4 9 条 1 項) 及び外国税額 (同法 5 0 条 1 項) として、平成 2 6 年 1 月期復興税確定申告書に記載された各金額の合計額と同額である。

イ 復興特別法人税額から控除される税額から減算すべき金額 3 万 6 0 4 9 円

原告の平成 2 6 年 1 月期法人税更正処分に伴い、復興財確法 5 0 条 1 項の規定に基づき復興特別法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額から減算すべき金額である。

(4) 納付すべき復興特別法人税額 5 8 0 万 7 1 0 0 円

前記 (2) の金額から前記 (3) の金額を控除した金額 (ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

2 平成 2 7 年 1 月課税事業年度

- (1) 課税標準法人税額 1億6550万8000円
復興財確法47条1項に規定する課税標準法人税額であり、次のアの金額にイの金額を加算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。
- ア 確定申告における基準法人税額 1億0694万2380円
平成27年1月期復興税確定申告書に基準法人税額として記載された金額と同額である。
- イ 課税標準法人税額に加算すべき金額 5856万6105円
平成27年1月期法人税確定申告書に記載された法人税額1億0694万2380円と前記第1の2（2）により算出された法人税額1億6550万8485円との差額であり、平成27年1月課税事業年度の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額に加算すべき金額である。
- (2) 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 1655万0800円
前記（1）の課税標準法人税額に復興財確法48条に規定する税率（100分の10）を乗じて計算した金額である。
- (3) 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税の額等 3万6041円
次のアの金額からイの金額を減算した金額である。
- ア 確定申告における復興特別法人税額から控除される税額 6万1505円
復興特別法人税額から控除される復興特別所得税（復興財確法49条1項）及び外国税額（同法50条1項）として、平成27年1月期復興税確定申告書に記載された各金額の合計額と同額である。
- イ 復興特別法人税額から控除される税額から減算すべき金額 2万5464円
原告の平成27年1月期法人税更正処分に伴い、復興財確法50条1項の規定に基づき、平成27年1月課税事業年度の復興特別法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、控除額から減算すべき金額である。
- (4) 納付すべき復興特別法人税額 1651万4700円
前記（2）の金額から前記（3）の金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

第3 地方法人税

1 平成28年1月課税事業年度

- (1) 課税標準法人税額 2億8423万1000円
地方法人税法9条1項に規定する課税標準法人税額であり、次のアの金額にイの金額を加算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。
- ア 確定申告における基準法人税額 1億8406万6110円
平成28年1月期地方法人税確定申告書に基準法人税額として記載された金額と同額である。
- イ 課税標準法人税額に加算すべき金額 1億0016万5530円
平成28年1月期法人税確定申告書に記載された法人税額1億8406万6110円と前記第1の3（2）により算出された法人税額2億8423万1640円との差額であり、平成28年1月課税事業年度の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額

に加算すべき金額である。

- (2) 課税標準法人税額に対する地方法人税額 1250万6164円

前記(1)の課税標準法人税額に地方法人税法10条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)に規定する税率(100分の4.4)を乗じて計算した金額である。

- (3) 納付すべき地方法人税額 1250万6100円

前記(2)の金額における100円未満の端数金額を国税通則法119条1項の規定に基づき切り捨てた後の金額である。

2 平成29年1月課税事業年度

- (1) 課税標準法人税額 1億5083万7000円

地方法人税法9条1項に規定する課税標準法人税額であり、次のアの金額にイの金額を加算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

- ア 確定申告における基準法人税額 2478万8583円

平成29年1月期地方法人税確定申告書に基準法人税額として記載された金額と同額である。

- イ 課税標準法人税額に加算すべき金額 1億2604万9317円

平成29年1月期法人税確定申告書に記載された法人税額2478万8583円と前記第1の4(2)により算出された法人税額1億5083万7900円との差額であり、平成29年1月課税事業年度の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額に加算すべき金額である。

- (2) 課税標準法人税額に対する地方法人税額 663万6828円

前記(1)の課税標準法人税額に地方法人税法10条1項に規定する税率(100分の4.4)を乗じて計算した金額である。

- (3) 納付すべき地方法人税額 663万6800円

前記(2)の金額における100円未満の端数金額を国税通則法119条1項の規定に基づき切り捨てた後の金額である。

第4 過少申告加算税

1 本件法人税各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額

- (1) 平成26年1月期 44万9000円

平成26年1月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額449万円(国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

- (2) 平成27年1月期 578万1000円

平成27年1月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額5781万円(国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

- (3) 平成28年1月期 1008万4000円

平成28年1月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額1億0084万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(4) 平成29年1月期 1791万4000円

平成29年1月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額1億2769万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額1276万9000円に、同条2項の規定に基づき、平成29年1月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額1億2769万0500円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額2478万8505円と50万円とのいずれか多い金額である2478万8505円を超える部分の額1億0290万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額514万5000円を加算した金額である。

2 本件復興税各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額

(1) 平成26年1月課税事業年度 11万1000円

平成26年1月期復興税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった復興特別法人税額111万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成27年1月課税事業年度 58万8000円

平成27年1月期復興税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった復興特別法人税額588万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

3 本件地方法人税各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額

(1) 平成28年1月課税事業年度 44万円

平成28年1月期地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった地方法人税額440万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成29年1月課税事業年度 77万6500円

平成29年1月期地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった地方法人税額554万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額55万4000円に、同条2項の規定に基づき、平成29年1月期地方法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった地方法人税額554万6200円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額109万0600円と50万円とのいずれか多い金額である109万0600円を超える部分の額445万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出

した金額 22 万 2 5 0 0 円を加算した金額である。

以 上

別表 1

法人税に係る課税の経緯

1-1 平成26年1月期

(単位:円)

順号	区分	年 月 日	所 得 金 額	納 付 す べ き 税 額	過 加 少 算 申 告 税
①	確 定 申 告	法定申告期限内	189,973,176	45,525,800	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	232,441,921	50,019,600	449,000
③	審 査 請 求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分 の 取 消 し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	449,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令和1年8月5日	棄却		

1-2 平成27年1月期

(単位:円)

順号	区分	年 月 日	所 得 金 額	納 付 す べ き 税 額	過 加 少 算 申 告 税
①	確 定 申 告	法定申告期限内	422,676,026	104,971,600	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	652,347,788	162,785,900	5,781,000
③	審 査 請 求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分 の 取 消 し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	5,781,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令和1年8月5日	棄却		

1-3 平成28年1月期

(単位:円)

順号	区分	年 月 日	所 得 金 額	納 付 す べ き 税 額	過 加 少 算 申 告 税
①	確 定 申 告	法定申告期限内	725,122,196	181,009,300	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	1,117,928,727	281,853,800	10,084,000
③	審 査 請 求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分 の 取 消 し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	10,084,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令和1年8月5日	棄却		

1-4 平成29年1月期

(単位:円)

順号	区分	年 月 日	所 得 金 額	納 付 す べ き 税 額	過 加 少 算 申 告 税
①	確 定 申 告	法定申告期限内	106,697,700	20,890,700	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	634,100,678	148,581,200	17,914,000
③	審 査 請 求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分 の 取 消 し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	17,914,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令和1年8月5日	棄却		

別表2

復興特別法人税に係る課税の経緯

2-1 平成26年1月課税事業年度

(単位:円)

順号	区分	年月日	課税標準法人税額	納付すべき税額	過加 少算 申告税
①	確定申告	法定申告期限内	47,603,000	4,688,100	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	58,432,000	5,807,100	111,000
③	審査請求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分の 取消し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	111,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審査請求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁決	令和1年8月5日	棄却		

2-2 平成27年1月課税事業年度

(単位:円)

順号	区分	年月日	課税標準法人税額	納付すべき税額	過加 少算 申告税
①	確定申告	法定申告期限内	106,942,000	10,632,600	—
②	更正処分及び 賦課決定処分	平成30年6月29日	165,508,000	16,514,700	588,000
③	審査請求	平成30年9月27日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分の 取消し	平成30年10月30日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平成30年10月30日	—	—	588,000
⑥	審査請求取下	平成30年12月12日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審査請求	平成30年12月12日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁決	令和1年8月5日	棄却		

別表3

地方法人税に係る課税の経緯

3-1 平成28年1月課税事業年度

(単位:円)

順号	区 分	年 月 日	課税標準法人税額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
①	確 定 申 告	法 定 申 告 期 限 内	184,066,000	8,098,900	—
②	更 正 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	平 成 30 年 6 月 29 日	284,231,000	12,506,100	440,000
③	審 査 請 求	平 成 30 年 9 月 27 日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分の取消し	平 成 30 年 10 月 30 日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平 成 30 年 10 月 30 日	—	—	440,000
⑥	審査請求取下	平 成 30 年 12 月 12 日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平 成 30 年 12 月 12 日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令 和 1 年 8 月 5 日	棄却		

3-2 平成29年1月課税事業年度

(単位:円)

順号	区 分	年 月 日	課税標準法人税額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
①	確 定 申 告	法 定 申 告 期 限 内	24,788,000	1,090,600	—
②	更 正 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	平 成 30 年 6 月 29 日	150,837,000	6,636,800	776,500
③	審 査 請 求	平 成 30 年 9 月 27 日	更正処分及び賦課決定処分の全部取消し		
④	②の賦課決定処分の取消し	平 成 30 年 10 月 30 日	—	—	0
⑤	賦課決定処分	平 成 30 年 10 月 30 日	—	—	776,500
⑥	審査請求取下	平 成 30 年 12 月 12 日	③の審査請求のうち、②の賦課決定処分に係る部分の取下げ		
⑦	審 査 請 求	平 成 30 年 12 月 12 日	⑤の賦課決定処分の全部取消し		
⑧	裁 決	令 和 1 年 8 月 5 日	棄却		